

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第61号

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和市印鑑条例施行規則（昭和51年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（本人確認）

第5条 条例第5条第3項第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号に定めるもの（有効期間又は有効期限のあるものについては、その有効期間内又は有効期限までのものに限る。）のいずれかとする。

- (1) 官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書又は法人が発行した身分証明書であつて、かつ、本人の顔写真があり、当該写真及び台紙に係る割印若しくは浮出しプレスによる証印のあるもの又は当該写真及び台紙に改ざん防止のために必要な加工がなされているもので、発行者の認証があるもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (5) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項の規定により交付を受けている住民基本台帳カードによる本人確認については、この規則による改正前の大和市印鑑条例施行

規則第5条第4号の規定は、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期限の日までの間は、なお従前の例による。